

金岡委員長

ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、議案の付託及び意見書案の送付先等について御協議願うため、お集まり
いただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいるので、御協力願う。

1. 議案の付託について

金岡委員長

初めに、1ページの資料1、議案の付託についてである。
知事提出議案39件のうち、決算報告議案23件、電気事業会計及び工業用水道事業
会計の未処分利益剰余金の処分に関する議案2件を除く14件の議案を、お手元にお
配りしてある議案付託表のとおり、本日の質問終了後、所管の常任委員会に付託す
ることとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。
なお、請願の提出はなかったので、御報告する。
次に、決算報告議案23件、未処分利益剰余金の処分に関する議案2件については、
9月12日の議運で決定したとおり、決算特別委員会の設置と同時に付託することと
し、付託した議案については、審査が終了するまで、議会の閉会中も継続審査する
こととするので、御了承願う。

(了 承)

2. 決算特別委員会の構成員について

金岡委員長

次に、6ページの資料2、決算特別委員会の構成員についてである。
各会派より決算特別委員の届出があつてるので、このメンバーのとおり本日の
会議で選任することとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。

3. 意見書案の送付先について

金岡委員長

次に、意見書案の送付先についてである。
7ページの資料3、意見書案送付先一覧表案を御覧いただきたい。
以上、意見書案6件は、記載してあるそれぞれの常任委員会に送付することとし
たいが、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。
なお、常任委員会で不一致となつた意見書案は、議運へ差し戻されることとなる
が、慣例により、改めて議運を開かず、議運から提出会派へ差し戻したものとみな
すことについたいので、御了承願う。

(了 承)

金岡委員長

また、不一致となった意見書案を改めて会派として提出する場合は、全ての常任委員会で案件についての審査が終了し、そして、その日の全ての常任委員会が閉会した時点から1時間以内に事務局へ提出されるよう、御協力願う。

4. 議員派遣について

○第25回都道府県議会議員研究交流大会

金岡委員長

次に、18ページの資料4、議員派遣についてである。

第25回都道府県議会議員研究交流大会への派遣については、募集の結果、6名の参加希望があった。

このことについては、議員派遣は12名を限度とお決めいただいていたので、上田貢太郎議員、土居央議員、加藤漠議員、弘田兼一議員、畠中拓馬議員、寺内憲資議員の計6名を議員派遣の対象とすることにしたいので、御了承願う。

(了 承)

○地方議会活性化シンポジウム2025

金岡委員長

次に、地方議会活性化シンポジウム2025への派遣については、募集の結果、2名の参加希望があった。

このことについては、議員派遣は3名を限度とお決めいただいていたので、久保博道議員、西森雅和議員の計2名を議員派遣の対象とすることにしたいので、御了承願う。

(了 承)

金岡委員長

また、議員派遣については、会議規則により議会の議決が必要であるので前回の議運でお諮りした高知県・ベンゲット州姉妹県州提携50周年記念訪問事業とまとめた形で、正副委員長でその案を作成し、資料4にお示ししてある。

この案により、議運の委員の連名で、閉会日10月14日の本会議に提出することで、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。

また、議事手続については、閉会日の議運で改めてお諮りすることとする。

(了 承)

5. その他

金岡委員長

最後に、その他で何かないか。

畠中委員

昨日、はた議員の一問一答のときに、リハビリの中止を避けられなかった理由についてということで、教育長と子ども・福祉政策部長に答弁を求めた件である。一問一答ということになっているが、これは一問二答になるのではないかと思い、見解を教えていただきたい。

金岡委員長

ただいま畠中委員から御発言があったが、一問一答方式による質問については、

一問一答を守って行うよう、強く要請しておく。
各会派でも、一問一答の原則を再確認いただきたいと思う。
ほかにないか。

寺内委員

今の畠中委員のことと言ったら、一問を聞いてそれでそれぞれが答えて一問二答みたいになっていたのか、それとも一問ずつ聞いていったのか、どうだったのかをもう一度詳細に教えていただけないか。

金岡委員長

私のほうから説明をさせていただこうか。

「教育委員会も子ども・福祉政策部も協議をしたが、リハビリに行けなくなる子どもが発生することについて想定できなかったか」という質問を、「教育長及び子ども・福祉政策部長にそれをお聞きする」と、こういう発言であった。要するに、一問一答のところを、二人にお聞きしたという状況である。

寺内委員

各議員に配られたはた議員の予定項目では、5、6でリハビリの中止を避けられなかった理由について、教育長と子ども・福祉政策部長にということで書かれて配られている。今言われたのは、それぞれに聞いて一問二答ということでそれはそれとして。今度は、同じ質問をそれぞれにすることについて確認したい。言ったら、同じ質問が所管を変えてされている、良い、悪いではなくてルールとして。一括では、それに聞くということはあると思う。一問一答のときに、同じ質問を違う答弁者にすることが許されるかどうかだけ確認をしておきたい。

(飯田議事課長、挙手)

金岡委員長

飯田議事課長。

飯田議事課長

教育長と子ども・福祉政策部長ということで、立場がそれ違った者に同じ質問であるが問いたいという場合は、一問一答では一個ずつ聞いてもらうことになるので、そちらの定稿のとおりというのが原則になると考える。

寺内委員

分かった。

金岡委員長

それでは、改めて申し上げる。

一問一答方式による質問については、一問一答を守って行うよう、再度強く要請しておく。

各会派でも、一問一答の原則を再確認いただきたいと思う。よろしくお願いする。それでは、協議事項は以上である。

次回の議運は、特別の事情がなければ、閉会日の10月14日火曜日、午前9時から開催することとする。

協議事項は、意見書案の協議結果、閉会日の議事手続等についてである。

本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめどとする。

R7.10.3 議会運営委員会

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。